

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年12月5日(火) 午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	村田正己
3番	山本喜八郎
4番	中西義晴
5番	吉川敏彦
6番	上田幸子
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	小寺均
10番	西村裕
11番	南和弘
12番	松村敏彦
13番	林勉
14番	田口洋輔
15番	曾束竹司
16番	南秀和
17番	内田孝司
18番	小森保豊
19番	茨木清
20番	林吉一

4. 遅刻委員 11番 南和弘

5. 欠席委員 1番 藪内義成



(事務局長)

ご案内をしておりました時間になりましたので、平成29年第12回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。先般、11月28、29日ということで、埼玉県宮代町、寄居町ということで、視察研修の方に出向かせていただきまして、ご出席いただいた委員の皆様につきましては、どうもお疲れ様でした。それでは、本日、藪内委員より欠席の連絡をいただいております。また、南和弘委員は今、こちらの総会の方へ向かわれているというところでございますが、少し遅れられるということで、お聞きしておりますのでご報告をさせていただきます。現在の出席委員につきましては、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員が6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立していることを報告させていただきます。開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(南和弘委員 午後1時32分 入室)

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 7件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転) 1件
- 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出) 1件
- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出) 1件
- 農地の一時使用について(農地の一時使用届) 1件

(会長)

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。13番の林勉委員、14番の田口委員でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。受付番号27について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議事に入ります前に、さる11月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

1番	藪内委員
3番	山本委員
7番	田中会長
12番	松村委員
16番	南秀和委員
20番	林吉一委員

事務局3名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号27について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

また別添でお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書1ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、それでは現地調査報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●●委員)

議案第1号受付番号27の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●●委員) 本件の該当地については、特に問題ないものと思われま  
す。以上でございます。

(会長) はい、どうもご苦労様です。ただ今、議案第1号受付番号  
27の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につき  
まして何かご意見ご質問ございませんか。よろしいですか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号27に許可  
することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして受付番号28について、事務局より説明願いま  
す。

(事務局) 議案第1号受付番号28について議案書2ページをご覧下  
さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ペー  
ジをご覧ください。

またこれにつきましても農地法第3条調書2ページをご覧  
になり審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長) 現地調査報告を調査委員、よろしくをお願いします。

(●●●委員) 議案第1号受付番号28の案件につきまして、現地調査の  
報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま  
す。

(会長) それでは、議案第1号受付番号28の説明と現地調査の報  
告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ご  
ざいせんか。よろしいですか。

ご意見ご質問ないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号28に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして、受付番号29と受付番号30は、同一家族内での農地の交換ですのでまとめて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号29について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

こちらの方は、息子さんの方からお母さんの方に移る案件でございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

なお、この当該地につきましても、以前に農地転用の許可申請の方が出されておりますけれども、まだ許可の方がおりておりませんので、農地の扱いとなっているところでございます。

続いて、受付番号30について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

こちらの案件につきましても、お母さんの方から息子さんの方に所有権の移転がなされる案件でございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

またこちらにつきましても、別添でお付けしております農地法第3条調書3ページ及び4ページをご覧になり審議をお願いします。会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●●委員)

議案第1号受付番号29と受付番号30の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ご苦労様でした。議案第1号受付番号29と受付番号30の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号29と受付番号30に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして受付番号31について、事務局より説明願います。

(事務局)

はい、議案第1号受付番号31について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

こちらにつきましても、農地法第3条調書5ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、よろしく願います。

(●●●委員)

議案第1号受付番号31の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。以上でございます。よろしく願います。

(会長)

はい、ご苦労様でした。それでは議案第1号受付番号31の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

ご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号31に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。  
全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして受付番号32について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第1号受付番号32につきましては議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

またこちらにも別添でお付けしております農地法第3条調書6ページもご覧になり審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、よろしくをお願いします。

(●●●委員)

議案第1号受付番号32の案件につきましても、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地についても、特に問題ないものと思われれます。よろしくお願いたします。

(会長)

議案第1号受付番号32の説明と現地調査の報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問ございませんか。よろしいですか。

はい、それではご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号32に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして受付番号33について、事務局より説明願います。



(事務局)

議案第1号受付番号33について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページと6ページをご覧ください。審議の方をお願いいたします。

また別添でお付けしております農地法第3条調書7ページの方もご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●●委員)

議案第1号受付番号33の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地についても、特に問題ないものと思われます。以上でございます。よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号33の説明と現地調査の報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問ございませんか。よろしいですか。

はい、それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号33に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号受付番号12農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題とします。事務局より説明願います。

(事務局)

はい、議案第2号受付番号12につきましては議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本案件につきましては、地主さんの方から京都府農業総合支援センターの方に所有権の移転がなされるものでございます。また、今後ですね、議案書右下、備考欄にありますとう

(事務局)

り、取得予定者、ございますけれども、こちらの方に所有権の移転が今後なされる予定となっております。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。所有権の移転については、本日1件ございますけれども、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

現地調査報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

それでは失礼します。議案第2号受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまので、よろしくお願いたします。

(会長)

はい、ご苦労様でした。議案第2号受付番号12の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませつか。よろしいですか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号12の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これで、議案の審議は終わります。これより報告事項に入ります。

それでは、報告第1号受付番号5農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、4条の届出を事務局より報告願います。

(事務局)

( 4条届出 説明 )

(事務局)

工事着手につきましては、毎月の現地調査で現地調査委員の皆様を確認いただいた後、会長専決ということで受理通知書を発行しておりますが、その受理通知書発行後に工事着手可能ということになっているところでございます。なお、今回の案件につきましては、届出前に一部宅地化されておった所がございましたので、顛末書の方を書いていただいた上で届出の受付をさせていただいたところでございます。

それでは、報告第1号受付番号5につきましては議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

本件については、11月27日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号5の報告がありました。これにつきまして何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第2号受付番号10農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、事務局より報告願います。

(事務局)

( 5条届出 説明 )

それでは、報告第2号受付番号10について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

本件については、11月27日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号10の報告がありました。これにつきまして、何かご意見ご質問ございませんか。よろしいですか。

はい、それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。それでは、次の報告に行きたいと思えます。

これから報告していただく報告第3号受付番号2につきましては、●●●●委員に關係する農地の一時使用についての案件でありますので、当該事案の報告開始から終了まで退席をお願いします。報告終了後に入室・着席していただきます。

(●●●●委員 午後1時52分 退室)

それでは、報告第3号受付番号2農地の一時使用について、事務局より報告願います。

(事務局)

( 農地の一時使用届 説明 )

それでは、報告第3号受付番号2について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。使用目的にございますとおり、承水溝3号水路の工事に伴う一時使用でございます。

所在地については、別添詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ただ今農地の一時使用につきまして、説明がございました。報告第3号受付番号2の報告がありました。これにつきまして、何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。公共事業の一時使用でございます。

特に、ご意見ご質問が、ないようでございます。●●●●委員に入室をしていただきたいと思います。

(●●●●委員 午後 1 時 5 5 分 入室)

(会長)

これで、予定をいたしておりました審議と報告は全て終わります。

引き続き全員協議会に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

---

午後1時56分 終了

---